

「審判システムに係る構築及び賃貸借・保守等一式」の意見招請に対する意見について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
1	調達仕様書(案)	全体	全体	開発言語の指定・限定はあるのでしょうか。(例:メンテナンス人員やコスト、生産性の観点からCOBOLは許容しないなど)	作業範囲、前提条件の確認の為		無	開発言語の指定・限定はありませんが、要件定義書(案)「3.8. 中立性に関する事項(2)」に記載されているとおり、市場成熟度が高く(精通する技術者が多く)、汎用的な言語を用いてください。
2	調達仕様書(案)	全体	全体	本システム刷新と審判システム共通データベース刷新が、外部への情報提供にどういった影響を与えるか、また外部へのデータ提供系全体を含めた全体計画について、ご教授頂ければと思います。	作業範囲、前提条件の確認の為		無	本システムの刷新と共有データベース(審判)の開発に伴い、周辺システム(外部への情報提供を含む)に影響を与えることが想定されるため、令和6年1月のリリースに向けて、影響の範囲や内容等についての調査を実施し、関連するベンダ等と調整を行う計画です。
3	調達仕様書(案)	5	1.6. 契約期間及び契約形態	「本システム」＝「審判システムのうち共有データベース(審判)を除く部分」で言及されている「共有データベース(審判)」の部分と「本システム」との関係をご教授いただければと思います。設計・開発・移行・テストとも本システムの作業と不可分の関係にあるように感じられます。	作業範囲、前提条件の確認の為		無	本システムと共有データベース管理(審判)の関係は、要件定義書(案)「3.2.2. 情報システムの全体構成」を参照ください。
4	調達仕様書(案)	5	1.6. 契約期間及び契約形態	本調達は、「1.6. 契約期間及び契約形態」の記載に基づき、「本システムの構築(＝請負)」と「賃貸借及び保守」に大別されると理解しています。このうち、「本システムの構築(＝請負)」の支払い時期については、「表3-1 納入物一覧」に記載されている納入期限までに各納入物の検収が完了した場合、検収の翌月末迄に該当する金額をお支払い頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	支払い条件を明確にするためです。		無	支払い時期については入札関係資料に含まれる「契約書(案)」を参照してください。
5	調達仕様書(案)	5	1.6. 契約期間及び契約形態	本調達は、「1.6. 契約期間及び契約形態」の記載に基づき、「本システムの構築(＝請負)」と「賃貸借及び保守」に大別されると理解しています。このうち、「賃貸借及び保守」の契約期間は2024年1月4日から2025年12月31日まで月極になると記載されています。但し、ハードウェア/ソフトウェアについては、「本システムの構築(＝請負)」の進捗にあわせて提案ベンダで調達し、調達後は各機器の調達先の企業に対価を支払う必要性が生じます。従いまして、ハードウェアの設置・構築作業完了後で、プログラム開発工程開始時からの賃貸借及び保守料の支払い開始をご検討頂けますようお願いいたします。	支払い条件を明確にするためです。		無	ハードウェア/ソフトウェアの構築・導入及び開発期間中のハードウェア/ソフトウェア保守費用に係る費用については、令和6年(2024年)1月3日期限の納入物の納入により支払われます。支払い時期については入札関係資料に含まれる「契約書(案)」を参照してください。
6	調達仕様書(案)	7	3.1「審判システムのアプリケーション等一式」に係る作業	表3-1納入物一覧No.10,20、表3-2提出物一覧No.8,9,15,16のワークスルー検証に係る成果物についての記載がありませんが、当該成果物にはどのような内容を記載すればよいでしょうか。	要件の明確化のためです。		有	ワークスルー検証に係る成果物の内容について、要件定義書(案)「3.2.3.開発方式及び開発手法(6)」に記載していますが、ご意見を踏まえ検討した結果、当該内容は調達仕様書(案)に記載の方がより分かりやすいと考え、要件定義書(案)及び調達仕様書(案)を以下のとおり修正します。 ※要件定義書(案)「3.2.3.開発方式及び開発手法(6)」に記載した内容を調達仕様書(案)に移植します。 -要件定義書(案) 修正前: 「3.2.3.開発方式及び開発手法(6)」 修正後: - (削除) - 調達仕様書(案) 修正前: - (記載なし) 修正後: 「3.1.3.基本設計(2)ワークスルー検証(基本設計工程)の実施」 受託者は、基本設計工程で、設計書間の認識齟齬や機能不備を確認し、手戻りを減らすために、ワークスルー検証を実施すること。ワークスルー検証では、基本設計工程の成果物に対して、人手作業、システム機能を含む一連の業務の流れに沿ってシミュレーションし、誤りや矛盾、抜け漏れ等がないことを、シナリオを用いて机上で確認すること。 基本設計工程におけるワークスルー検証について、要件を以下に示す。 ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「3.1.4. 詳細設計(6)」に以下を追加します。
7	調達仕様書(案)	7	3.1「審判システムのアプリケーション等一式」に係る作業	表3-2提出物一覧No.19の成果物「設計・開発実施計画書(プログラム設計・製造・単体テスト工程)」についての記載がありませんが、当該成果物にはどのような内容を記載すればよいでしょうか。	要件の明確化のためです。		有	(6) 設計・開発実施計画書(プログラム設計・製造・単体テスト工程)の作成 受託者は、「3.1.1.システム開発開始の準備」の「(1)プロジェクト計画書の作成」で作成した「プロジェクト計画書」を基に、プログラム設計・製造・単体テスト工程の進め方等を詳細化した「設計・開発実施計画書(プログラム設計・製造・単体テスト工程)」を作成し、基本設計完了前に特許庁の承認を得ること。 「設計・開発実施計画書(プログラム設計・製造・単体テスト工程)」には、少なくとも以下の内容を記載すること。 (ア)実施体制と役割 (イ)合意事項及び作業プロセス(プログラム設計・製造・単体テスト工程において、各成果物で特許庁と合意すべき事項、それらの合意に向けて特許庁レビューが完了するまでのプロセスを定めたもの) (ウ)詳細な作業内容及びそのスケジュール (エ)使用するツール及び適用箇所 (オ)工程の開始条件(前工程の成果物のレビューが全て完了している等)、終了条件(全ての成果物が定められた品質基準を満たしている、申し送り事項について特許庁と合意している等) (カ)工程で作成する成果物の構成 「設計・開発実施計画書(プログラム設計・製造・単体テスト工程)」と他の計画書(プロジェクト計画書等)の記載内容が重複することで二重管理、修正漏れ等の問題が発生しないよう、受託者は他の計画書との関連性や記載内容を整理した上で「設計・開発実施計画書(プログラム設計・製造・単体テスト工程)」を作成すること。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
8	調達仕様書(案)	8	3.1.1. システム開発開始の準備 (1)プロジェクト計画書の作成	「プロジェクト計画書」には、「標準ガイドライン」に規定された「設計・開発実施要領」及び「設計・開発実施計画書」に記載すべき事項を含めること。」と記載されていますが、「設計・開発実施計画書」は提出物としても定義されています。 設計・開発実施計画書に記載すべき事項は、「プロジェクト計画書」及び「設計・開発実施計画書」の両成果物に記載した上で納品・提出を行う認識で相違ないでしょうか。 何れか一方の成果物のみとする場合には、当該箇所の文言もしくは提出物の定義について修正をお願いします。	要件の明確化のためです。		有	ご認識のとおり、「プロジェクト計画書」、「設計・開発実施計画書(基本設計工程)」、「設計・開発実施計画書(詳細設計工程)」及び「設計・開発実施計画書(プログラム設計・製造・単体テスト工程)」は、ともに提出物です。それぞれの提出物には「標準ガイドライン」に規定された「設計・開発実施計画書」に記載すべき事項を記載いただきます。 ※「設計・開発実施計画書(基本設計工程)」、「設計・開発実施計画書(詳細設計工程)」及び「設計・開発実施計画書(プログラム設計・製造・単体テスト工程)」は、「プロジェクト計画書」を基に、各工程の進め方を詳細化したものです。各設計・開発実施計画書の位置付けについては、調達仕様書(案)「3.1.2.要件確定(5)」、「3.1.3.基本設計(7)」及び「3.1.4.詳細設計(6)」を参照ください。 また、ご意見を踏まえ、当該要件の「標準ガイドライン」に規定された「設計・開発実施要領」及び「設計・開発実施計画書」に記載すべき事項をより明確に記載するため、調達仕様書(案)「3.1.1. システム開発開始の準備 (1)プロジェクト計画書の作成」を以下のとおり修正します。 修正前: 「プロジェクト計画書」には、「標準ガイドライン」に規定された「設計・開発実施要領」及び「設計・開発実施計画書」に記載すべき事項を含めること。 修正後: 「プロジェクト計画書」には、以下の事項を含めること。 (ア)作業概要 設計・開発の対象範囲、作業概要等 (イ)作業体制に関する事項 設計・開発に関連する全ての関係者について、その体制、関係者間の関係性、役割分担・責務等 (ウ)スケジュールに関する事項 作業内容、スケジュール、マイルストーン等 (エ)成果物に関する事項 成果物、品質基準、担当者、納入期限、納入方法、納入部数等 (オ)開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等 設計・開発において採用する開発方式、開発手法、開発ツール等 (カ)その他 上記(ア)から(オ)までに掲げる事項のほか、設計・開発の実施における前提条件、時間、予算等の制約条件等
9	調達仕様書(案)	10	3.1.2. 要件確定 (4)	「設計標準(基本設計工程)」には、基本設計の手順、設計規約、成果物の様式、成果物の様式への記載方法を記載すること。成果物の様式は、業務内容、基本設計書と詳細設計書との対応関係等、特許庁が確認する観点に考慮し、システム仕様外の必要事項についても記載し得るものとする。」とありますが、「システム仕様外の必要事項」について、具体的な記載内容(具体例)をご教授願います。	要件の明確化のためです。		有	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「3.1.2. 要件確定(4)」を以下のとおり修正します。 修正前: 「設計標準(基本設計工程)」には、基本設計の手順、設計規約、成果物の様式、成果物の様式への記載方法を記載すること。成果物の様式は、業務内容、基本設計書と詳細設計書との対応関係等、特許庁が確認する観点に考慮し、システム仕様外の必要事項についても記載し得るものとする。 修正後: 「設計標準(基本設計工程)」には、基本設計の手順、設計規約、成果物の様式、成果物の様式への記載方法を記載すること。成果物の様式は、システムの処理仕様を記載するだけでなく、特許庁が確認する観点に考慮し、業務内容、前後の工程の成果物との対応関係等の必要事項についても記載し得るものとする。 また、同様に、「設計標準(詳細設計工程)」について記載している、調達仕様書(案)「3.1.3. 基本設計(6)」を以下のとおり修正します。 修正前: 「設計標準(詳細設計工程)」には、詳細設計の手順、設計規約、成果物の様式、成果物の様式への記載方法を記載すること。成果物の様式は、業務内容、基本設計書と詳細設計書との対応関係等、特許庁が確認する観点に考慮し、システム仕様外の必要事項についても記載し得るものとする。 修正後: 「設計標準(詳細設計工程)」には、詳細設計の手順、設計規約、成果物の様式、成果物の様式への記載方法を記載すること。成果物の様式は、システムの処理仕様を記載するだけでなく、特許庁が確認する観点に考慮し、業務内容、前後の工程の成果物との対応関係等の必要事項についても記載し得るものとする。
10	調達仕様書(案)	11,13	3.1.3. 基本設計 (3)総合テスト計画書の作成 3.1.4. 詳細設計 (3)結合テスト全体計画書の作成	総合テスト計画書及び結合テスト計画書に記載するテストシナリオは、どのような内容を想定していますでしょうか。	要件の明確化のためです。		有	ご意見を踏まえ検討した結果、総合テスト計画書及び結合テスト計画書に記載するテストシナリオについて、調達仕様書(案)に以下のとおり補足を追加します。 「3.1.3.基本設計 (4)総合テスト計画書の作成」 ※「テストシナリオ」には、少なくとも、画面オペレーションや運用処理等を含めた一連の業務の流れをパターン化したシナリオ及び各テストケースにおける具体的な確認内容を記載すること。 「3.1.4.詳細設計 (4)結合テスト全体計画書の作成」 ※「テストシナリオ」には、少なくとも、複数の機能を組み合わせた一連の処理の流れをパターン化したシナリオ及び各テストケースにおける具体的な確認内容を記載すること。 また、調達仕様書(案)別紙「用語集」に追加します。用語定義の内容については調達仕様書(案)別紙「用語集」の「テストシナリオ(総合テスト)」を参照ください。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
11	調達仕様書(案)	11	3.1.3. 基本設計 (4)移行計画書の作成	「受託者は、移行要件を実現するために業務移行・データ移行・システム切替をどのように実施するか、移行全体のプロセスを具体的に設計し、各プロセスの実現方法(手作業、ツール等)、作業手順、ツールの入出力仕様及び処理仕様を定義すること。」と記載されていますが、「ツールの入出力仕様及び処理仕様」は移行データ調査にて出力される調査結果を元に、移行設計作業にて設計される認識です。 移行計画段階ではツールに関する概要情報(主な入出力データ、処理概要等)の定義を行う旨の文言に修正をお願いします。	要件の明確化のためです。		有	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「3.1.3. 基本設計 (4)移行計画書(V0. 9)の作成」を以下のとおり修正します。 修正前: 受託者は、移行要件を実現するために業務移行・データ移行・システム切替をどのように実施するか、移行全体のプロセスを具体的に設計し、各プロセスの実現方法(手作業、ツール等)、作業手順、ツールの入出力仕様及び処理仕様を定義すること。 修正後: 受託者は、移行要件を実現するために業務移行・データ移行・システム切替をどのように実施するか、移行全体のプロセスを具体的に設計し、各プロセスの実現方法(手作業、ツール等)、作業手順、ツールの概要情報(主な入出力データ、処理概要等)を定義すること。
12	調達仕様書(案)	13	3.1.5. ハードウェア導入 (2)	「設備条件整理の結果、受託者が提案した機器構成におけるハードウェア及びソフトウェアよりも低い価格のハードウェア及びソフトウェアが選定された場合、特許庁から受託者へ変更契約を求めらるることに応じること」とありますが、以下の点についてご教授願います。 ①変更契約を実施すると確定するのは、設備条件整理作業完了時と考えて宜しいでしょうか。 ②変更契約実施時の想定作業(受託者からの提出物)をご教授願います。	スケジュールの明確化のためです。		無	ご意見について、それぞれ以下のとおり回答します。 ①について、ご認識のとおりです。 ②について、以下の2点を提出いただくことを想定しています。 ・変更するハードウェア及びソフトウェアの明細 ・価格表(変更前後の差分金額、合計金額が記載されたもの)
13	調達仕様書(案)	13	3.1.5. ハードウェア導入 (5)	「環境構築は「3.1.7結合テスト」に記載の結合テスト開始前までに完了させること。」と記載されていますが、この要件は「結合テストで使用する環境の構築は、結合テスト開始前までに完了させること」との認識で相違ないでしょうか。 今回導入する機器(本番機、試験機)全体を対象とした要件にも読み取れるため、当該要件の対象とする環境(条件)について明記をお願いします。	要件の明確化のためです。		有	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「3.1.5. ハードウェア導入 (6)」を以下のとおり修正します。 修正前: 環境構築は「3.1.7 結合テスト」に記載の結合テスト開始前までに完了させること。 修正後: 結合テストで使用する環境の環境構築は、「3.1.7 結合テスト」に記載の結合テスト開始前までに完了させること。
14	調達仕様書(案)	14	3.1.7. 結合テスト	「また、「結合テスト全体計画書(V2. 0)」において、試験項目と詳細設計で作成した各出力成果物との対応関係を明確にすること。」とありますが、「結合テスト全体計画書」に試験項目も記載を行うのでしょうか。 「テストシナリオ」との対応関係を指しているのであれば、その旨修正をお願いします。	要件の明確化のためです。		有	「結合テスト全体計画書」にテスト項目は記載しません。テスト項目と詳細設計で作成した各出力成果物との対応関係は、「結合テスト項目表」で紐付けます。 ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「3.1.7. 結合テスト」を以下のとおり修正します。 修正前: また、「結合テスト全体計画書(V2. 0)」において、試験項目と詳細設計で作成した各出力成果物との対応関係を明確にすること。 修正後: また、「結合テスト項目表」において、テスト項目と詳細設計で作成した各出力成果物との対応関係を明確にすること。 また、テスト関連の成果物の要件に含まれる「テストシナリオ」及び「結合テスト項目表」の用語定義について、認識齟齬が生じないように、調達仕様書(案)の別紙1「用語集」に以下のとおり追加します。 ・「テストシナリオ」 -結合テストにおけるテストシナリオ- 複数の機能を組み合わせた一連の処理の流れをパターン化したもので、非機能等も含め、結合テスト全体計画書に記載するもの(別紙としても良い)。 結合テストで現新比較を実施する場合は、結合テストで実施するシナリオに応じて、結合テストで確認すべきシナリオを含む。 ・「テスト項目表」 テストケースを詳細化・細分化したテスト項目ごとに、テスト項番、テスト項目概要、使用するテストデータ、想定される処理結果、テスト実施予定日等を記載した一覧表。テスト実施時においては、チェックリストとしてテスト管理にも使用する。
15	調達仕様書(案)	14	3.1.8. 総合テスト	「また、「総合テスト計画書(V2. 0)」において、試験項目と基本設計で作成した各出力成果物との対応関係を明確にすること。」とありますが、「総合テスト計画書」に試験項目も記載を行うのでしょうか。 「テストシナリオ」との対応関係を指しているのであれば、その旨修正をお願いします。	要件の明確化のためです。		有	「総合テスト計画書」にテスト項目は記載しません。テスト項目と基本設計で作成した各出力成果物との対応関係は、「総合テスト項目表」で紐付けます。 ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「3.1.8. 総合テスト」を以下のとおり修正します。 修正前: また、「総合テスト計画書(V2. 0)」において、試験項目と基本設計で作成した各出力成果物との対応関係を明確にすること。 修正後: また、「総合テスト項目表」において、テスト項目と基本設計で作成した各出力成果物との対応関係を明確にすること。 また、テスト関連の成果物の要件に含まれる「テストシナリオ」及び「総合テスト項目表」の用語定義について、認識齟齬が生じないように、調達仕様書(案)の別紙1「用語集」に以下のとおり追加します。 ・「テストシナリオ」 -総合テストにおけるテストシナリオ- 画面オペレーションや業務処理、運用処理等を含めた一連の業務や処理の流れをパターン化したもので、他社間連動や非機能等を含め、総合テスト計画書に記載するもの(別紙としても良い)。 現新比較を実施する場合は、確認すべきシナリオを含む。 ・「テスト項目表」 テストケースを詳細化・細分化したテスト項目ごとに、テスト項番、テスト項目概要、使用するテストデータ、想定される処理結果、テスト実施予定日等を記載した一覧表。テスト実施時においては、チェックリストとしてテスト管理にも使用する。
16	調達仕様書(案)	17	3.2.2. 保守に係る作業 (5)各種支援	保守に係る作業の各種支援として、「納入された文書の維持管理、庁内外に対する説明資料作成、標準ガイドラインで求められる各種作業その他の本システムに關係する作業」と記載されていますが、見積条件明確化のため、想定する作業頻度の追記をお願いします。	見積条件の明確化のためです。		有	ご意見を踏まえ検討した結果、調達仕様書(案)「3.2.2. 保守に係る作業 (5)各種支援」は削除します。 修正前: (5) 各種支援 納入された文書の維持管理、庁内外に対する説明資料作成、標準ガイドラインで求められる各種作業その他の本システムに關係する作業について特許庁から受託者に支援依頼があった場合、受託者は支援を行うこと。 修正後: - (削除)

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
17	調達仕様書(案)	17	3.2.2. 保守に係る作業 (5) 各種支援	保守に係る作業の各種支援として、「庁内外に対する説明資料作成」と記載されていますが、見積条件明確化のため、説明資料の具体例の提示をお願いします。	見積条件の明確化のためです。		有	ご意見を踏まえ検討した結果、調達仕様書(案)「3.2.2. 保守に係る作業 (5) 各種支援」は削除します。 修正前: (5) 各種支援 納入された文書の維持管理、庁内外に対する説明資料作成、標準ガイドラインで求められる各種作業その他の本システムに関係する作業について特許庁から受託者に支援依頼があった場合、受託者は支援を行うこと。 修正後: - (削除)
18	調達仕様書(案)	19	3.3.1. 納品物 表3-1納品物一覧No.31	成果物「環境設定定義書」の提出期限が「総合テスト完了時」となっていますが、機器設置完了時の提出は不要でしょうか。	要件の明確化のためです。		有	ご認識のとおり、「環境設定定義書」は機器設置完了時にも提出いただけます。ご意見を踏まえ検討した結果、機器設置完了時に「環境設定定義書(V1. 0)」を提出いただき、総合テスト終了前に「環境設定定義書(V2. 0)」を提出いただくよう、調達仕様書(案)に以下の記載を追加します。 「3.1.5.ハードウェア導入」 (5)受託者は、「環境設定定義書(V1. 0)」を機器設置完了時に特許庁へ提出し、特許庁の承認を得ること。 「3.1.8.総合テスト」 受託者は、「3.1.5.ハードウェア導入」の(4)にて作成した「環境設定定義書(V1. 0)」について、当該テスト工程の終了前に見直しを行い、「環境設定定義書(V2. 0)」を作成し、特許庁の承認を得ること。 また、上記修正に伴い、「3.3.1.納品物 表3-1 納品物一覧」の「環境設定定義書(V1. 0)」及び「環境設定定義書(V2. 0)」を修正します。修正内容は、調達仕様書(案)「3.3.1.納品物 表3-1 納品物一覧」を参照ください。
19	調達仕様書(案)	21	3.3.2. 提出物 表 3-2 提出物一覧 No.12: 受入テスト計画書 (案) No.13: 受入テスト項目表 (案)	提出物「受入テスト計画書(案)」及び「受入テスト項目表(案)」を基本設計完了時までに貴庁へ提出と定義されていますが、以下の点について認識に相違が無いが確認させてください。 (1)基本設計工程時点での情報(設計内容)を元に作成するため、詳細設計工程以降で変更が為された内容の反映は貴庁で実施いただける認識で相違ないでしょうか。 (2)受入テスト計画書に記載し得る情報(スケジュール、連絡体制(実行体制)、実施環境(※特に端末(業務用PC))については基本設計段階では不明確なことが想定されるため、提出時は内容の記載を省略し、別途貴庁で追記いただける認識で相違ないでしょうか。 (3)受入テスト項目表に記載する情報(テスト条件に相当する情報: 案件番号、表示データ、確認内容(値)、等)は空白、又は仮値を記載しておき、別途貴庁で値の確定情報を追記いただける認識で相違ないでしょうか。	要件の明確化のためです。		無	ご認識のとおりです。
20	調達仕様書(案)	22	3.3.3. 納入物及び提出物の 作成方法 (6)	「電子媒体によって提出する場合、原則としてMicrosoft Word 又は Microsoft Excel により閲覧・編集可能なファイル形式及びPDF 形式で作成し」と記載されていますが、BPMNの設計等に「Microsoft Visio」を使用することが想定されるため、対象に「Microsoft Visio」の追加のご検討をお願いします。	要件の明確化のためです。		無	特許庁の承認を得ることで、納入物及び提出物をMicrosoft Word 又はMicrosoft Excel により閲覧・編集可能なファイル形式以外で作成・提出することは可能です。 調達仕様書(案)「3.3.3.納入物及び提出物の作成方法 (6)」を参照してください。
21	調達仕様書(案)	30	5.2. 作業要員に求める要件 (2) プロジェクトマネージャに 求める要件 ② 業務経験に関する要件	「システムの設計・開発において、表 5-2に示す本業務におけるプロジェクトマネージャに求める役割と同等の役割を担うプロジェクトマネージャ又は表 5-2に示す本業務における共通グループリーダー若しくは設計・開発グループリーダーに求める役割と同等の役割を担うリーダーとして、直近5年での2件の経験を有すること。」とありますが、「大規模開発や中規模開発案件は通常2～3年の開発となっており、「直近5年での2件の経験」は要件として厳しと考えます。 要件緩和の検討をお願いします。 なお、以下にも同様の記載がありますので、併せてご検討をお願いします。 <記載箇所:P32> 5.2. 作業要員に求める要件 (3) 共通グループリーダーに求める要件 ① 業務経験に関する要件	要件緩和のためです		有	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「5.2. 作業要員に求める要件 (2) プロジェクトマネージャに求める要件 ②」を以下のとおり修正します。 修正前: システムの設計・開発において、表 5-2に示す本業務におけるプロジェクトマネージャに求める役割と同等の役割を担うプロジェクトマネージャ又は表 5 2に示す本業務における共通グループリーダー若しくは設計・開発グループリーダーに求める役割と同等の役割を担うリーダーとして、直近5年での2件の経験を有すること。 修正後: システムの設計・開発において、表 5-2に示す本業務におけるプロジェクトマネージャに求める役割と同等の役割を担うプロジェクトマネージャ又は表 5 2に示す本業務における共通グループリーダー若しくは設計・開発グループリーダーに求める役割と同等の役割を担うリーダーとして、直近10年での2件の経験を有すること。 また、調達仕様書(案)「5.2. 作業要員に求める要件 (3) 共通グループリーダーに求める要件 ①」を以下のとおり修正します。 修正前: システムの設計・開発において、中規模(プロジェクト全体工数が500人月又は開発規模が0.5MStep以上、プロジェクトのピーク時の要員数が50名以上のいずれかを満たす)のフルスクラッチ開発のプロジェクトで、表 5-2に示す本業務における共通グループリーダーに求める役割と同等の役割を担うリーダーとして、直近5年での2件の経験を有すること。 修正後: システムの設計・開発において、中規模(プロジェクト全体工数が500人月又は開発規模が0.5MStep以上、プロジェクトのピーク時の要員数が50名以上のいずれかを満たす)のフルスクラッチ開発のプロジェクトで、表 5-2に示す本業務における共通グループリーダーに求める役割と同等の役割を担うリーダーとして、直近10年での2件の経験を有すること。
22	調達仕様書(案)	32	5.2. 作業要員に求める要件 (4) 設計・開発グループリーダーに 求める要件 ① 業務経験に関する要件 (イ)	「アプリケーションの設計・開発以外を担当する設計・開発グループ」は、インフラグループや移行グループを含みます。 ①「アプリケーションの設計・開発以外を担当する設計・開発グループ」の定義を明確にして下さい。 ②「アプリケーションの設計・開発以外を担当」がインフラグループを指す場合、業務経験の要件がアプリケーション開発に係る要件のよう見受けられます。インフラグループの要件に見直しをお願いします。	要件を明確にするためです。		有	アプリケーションの設計・開発以外を担当する設計・開発グループ」は、インフラグループや移行グループを含みます。 インフラグループの設計・開発グループリーダーの場合には、中規模のシステムの設計・開発を伴うインフラの設計・構築及び、環境整備を行った経験を想定しております。仕様が明確になるように、調達仕様書(案)「5.2.作業要員に求める要件 (4)設計・開発グループリーダーに求める要件 ①業務経験に関する要件」を以下のとおり修正します。 修正前: (イ) アプリケーションの設計・開発以外を担当する設計・開発グループの設計・開発グループリーダーを担当する者は、システムの設計・開発において、中規模(プロジェクト全体工数が500人月又は開発規模が0.5MStep以上、プロジェクトのピーク時の要員数が50名以上のいずれかを満たす)のプロジェクトで、表5-2に示す本業務における設計・開発グループリーダーに求める役割と同等の役割を担うリーダーとして、通算で3年以上の経験を有すること。 修正後: (イ) アプリケーションの設計・開発以外を担当する設計・開発グループの設計・開発グループリーダーを担当する者は、システムの設計・開発において、中規模(プロジェクト全体工数が500人月又は開発規模が0.5MStep以上、プロジェクトのピーク時の要員数が50名以上のいずれかを満たす)のプロジェクト(ハードウェアの導入プロジェクトにおいては、中規模のシステム設計・開発を伴うプロジェクト)で、表5-2に示す本業務における設計・開発グループリーダーに求める役割と同等の役割を担うリーダーとして、通算で3年以上の経験を有すること。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
23	調達仕様書(案)	35	5.4.1. プロジェクト管理 (1)②(エ)	「外部インターフェース仕様は、Siベンダが開催するインターフェース仕様凍結会議にて凍結する。受託者は、インターフェース仕様凍結会議に参加し、外部インターフェース仕様についてプロジェクト関係者と合意すること。」とありますが、「インタフェース仕様凍結会議」について、以下ご教授願います。 ①実施時期 ②実施方法・頻度(IF毎に実施するのか、全体実施なのか)	スケジュールの明確化のためです。		無	ご意見について、それぞれ以下のとおり回答します。 ①について、実施時期は基本設計工程及び詳細設計工程です。 ②について、実施方法・頻度はインタフェースごとに実施する想定です。また双方のシステムの設計時期が異なる場合は、複数回実施する可能性があります。
24	調達仕様書(案)	38	5.4.1. プロジェクト管理 (4)品質管理 ⑥	「受託者は、工程完了前及び工程の途中で、プロジェクト内及び品質保証部門による品質監査を行い、その結果について、特許庁の承認を受けること。なお、中間監査については、特許庁とその実施時期について、合意すること。」と記載されていますが、ここでの「品質監査」「中間監査」の定義が記載されていないように見受けられるため、当該案件に対するスケジュール・見積を行う際に誤った判断をしてしまう可能性があります。 用語の定義を追記いただくか、別の記載箇所が該当する場合にはその参照箇所の追記をお願いします。	用語の認識相違による見積漏れ・重複見積を防ぐためです。		有	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「5.4.1. プロジェクト管理 (4)品質管理 ⑥」を以下のとおり修正します。 修正前: 受託者は、工程完了前及び工程の途中で、プロジェクト内及び品質保証部門による品質監査を行い、その結果について、特許庁の承認を受けること。なお、中間監査については、特許庁とその実施時期について、合意すること。 修正後: 受託者は、工程完了前及び工程の途中で、プロジェクト内及び品質保証部門による品質監査を行い、その結果について、特許庁に報告し、承認を受けること。なお、工程中途の品質監査、その結果報告にあたっては、特許庁とその実施時期について、合意すること。
25	調達仕様書(案)	39	5.4.1. プロジェクト管理 (7)システム構成管理 ③	「受託者は、開発したプログラムソースを不整合なく・漏れなく検証環境・本番環境へリリースするための手順と仕組みを構築し、管理すること。」と記載されていますが、「検証環境」とは総合試験／開発環境と同意である認識で相違ないでしょうか。 上記認識に相違が無い場合は、用語の統一(総合試験／開発環境)をお願いします。	要件の明確化のためです。		有	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「5.4.1. プロジェクト管理 (7)システム構成管理 ③」を以下のとおり修正します。 修正前: 受託者は、開発したプログラムソースを不整合なく・漏れなく検証環境・本番環境へリリースするための手順と仕組みを構築し、管理すること。 修正後: 受託者は、開発したプログラムソースを不整合なく・漏れなく総合試験／開発環境や本番環境へリリースするための手順と仕組みを構築し、管理すること。
26	調達仕様書(案)	46	10.2. 導入・調達要件 (6)	「導入時点までに製造が中止され提案機器が調達できない場合は、当初提案した機器と同一(又は同等以上)の機器を代替品として調達すること」と記載があります。 本システムは、構築工程において設備条件整理を行い、ハードウェア要件を最終決定すると認識しており、設備条件整理におけるハードウェア要件を満たす機器を調達することも可能とする旨、修正願います。	要件の明確化のためです。		有	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「10.2. 導入・調達要件 (6)」を下線のとおり修正します。 修正前: 受託者は、導入時点までに製造が中止され提案機器が調達できない場合は、当初提案した機器と同一(又は同等以上)の機器を代替品として調達すること。 修正後: 受託者は、当初提案した機器が製造中止等の理由により調達できない場合は、設備条件整理の結果を踏まえた最低限の機器構成における機器を代替品として調達すること。
27	調達仕様書(案)	54	表11-1 本調達仕様書を作成するに当たり参考とした資料一覧 項番9 リリースポリシー	項番9 リリースポリシー(特許庁業務用PCソフトウェアインストール規約等を含む。)は、項番8にある「特許庁システム改造・運用ガイドライン」内に記載されている変更・リリース実施要領である認識でよろしいでしょうか。	要件の明確化のため		有	ご認識のとおりです。 ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「11.2. 参考資料 表11-1」を以下のとおり修正します。 修正前: No9 リリースポリシー(特許庁業務用PCソフトウェアインストール規約等を含む。) 修正後: -(No9を削除)